

国立大学法人山口大学
令和4年度 物品・役務等契約監視委員会議事概要

1. 開催日時 令和4年9月9日（金）13時～17時
2. 開催場所 国立大学法人山口大学 事務局2号館 第2会議室
3. 出席委員 ○委員長 土谷和義（本学監事）
○委員 三石恭子（本学監事）
豊嶋和博（元山口県会計管理局長）
4. 審査対象期間 令和3年4月～令和4年3月
5. 審査対象案件 9件（一般競争入札 6件，随意契約 3件）
6. 案件毎の質疑 別紙の通り

7. 総評

全体としては，特に問題なく処理されている。

なお，審査の過程で検討や見直しをお願いした点については，適切に対応し，今後の業務に活用していただきたい。

以上

質問・意見等	回答
(1) 電子顕微鏡との相関解析を可能とする蛍光イメージング倒立型顕微鏡【一般競争入札】 (財務部契約課)	
<p>① 一者入札回避の努力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算出に当たり、2者から参考見積を徴取している。そのうち1者は応札していないが、応札しない理由等を確認しているか。 <p>② 業者への見積依頼について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件に関して参考見積を提出できる業者、つまり取扱可能業者はどのくらいあるのか。 ・ どのように声掛け（見積依頼）をしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の求める納期に对应られないという理由により辞退があった。 ・ 近隣では5、6社ある。 ・ 業者の多くは日常的に大学に出入りしているので、その際に声掛けをして見積の提出を依頼している。

(2) 自己主導型学修総合電子システム (eYUSDL) カスタマイズ 一式【随意契約】

(3) 修学支援システム改修【随意契約】

(4) IR 用出力機能カスタマイズ自己主導型学修総合電子システム (eYUSDL)【随意契約】

(財務部契約課)

これら3件の契約は、同一システムの改修であるため、3件合せて質問するが、一番契約額の大きい(2)の契約を中心に確認する。

① 別契約とした理由について

- ・ 3件は、いずれも H27.9.4 に契約締結した「自己主導型学修総合電子システム」の改修である。契約日は、(3)12/24、(4)1/21、(2)2/4 の順で、納期はいずれも R4.3.31 である。別契約とした理由は何か。

② 履行期間の妥当性について

- ・ (2)の契約は、2/4 契約、3/31 納期であるが、この期間で開発から動作確認まで問題なく履行されたのか。
- ・ (2)の契約同時 (1/12 起案) の仕様書では、納期を 3/25 としているが、12/1 付け業者参考見積書では納期 3/31 としている。契約締結時にも納期 3/31 となっている。業者は当初から 3/31 納期を想定していたのではないか。
- ・ (2)の契約の当初の仕様書は 11/16 付で作成されており、これにより予定価格を算出しているが、契約書に添付された仕様書は 1/27 付である。この間に仕様内容に変更があったのか。また、変更があった場合、予定価格には影響しなかったのか。

- ・ 当該システムの改修で確保した予算に制限があり、予算の執行状況を確認しながら段階的に改修を行うこととしたため別契約とした。

- ・ 3/31 までに問題なく履行された。

- ・ 仕様策定時、導入部署では 3/25 までの納入を希望しており、業者側も了承していた。しかしながら、契約手続き中の1月末頃、業者より納期を 3/31 までに変更してほしいとの申し出があり、導入部署へ納期変更の可否を照会したところ、可能であるとの回答があったため申し出を了承し、変更した内容にて契約を締結した。

- ・ 前述した通り、納入期限を 3/25 から 3/31 に変更したものであり、予定価格には影響しなかった。

(5) 放射線治療システム保守【一般競争契約】

(財務部契約課)

① 一者入札回避の努力について

・前回の本件契約 (R3 年度保守契約) では, R3. 1. 18 付で「保守委託業務について国内唯一の代理店」である証明があり随意契約としていたが, 今回は同証明が出ないこと, また, 他大学ではメーカーが直接保守契約している例があったことから, 一般競争に切り替えている。しかしながら, 結果は一者入札だった。

他大学で直接保守契約を請け負っているメーカーには声掛けをしたのか。

② 保守契約の場合の契約方式について

・一般競争は望ましい方式ではあるが, 保守契約の場合は当該機種の取扱店と随意契約するのが合理的ではないのか。本契約を一般競争としたことによって, 他の保守契約に影響しないか。

③ 複数年契約の検討について

・今回単年度契約とした理由はなにか。

・そういう経緯は記録しておいた方がよいのではないか。書類には, 導入部署からの「2年目以降は複数年契約を検討する」という回答しか残っていないが, 調査・確認したことを次に活かすように努めてほしい。

・他大学の契約実績からメーカーと直接契約できることは把握していた。そこでメーカーにも声掛けしたが, 実質的には各地域の代理店が対応しているとの回答があり, 本学を担当する地域代理店と契約することとなった。国内にはいくつか代理店があるが, 地域によって担当を分けているとのことだった。

・契約手続きの段階で, 「唯一の代理店」である証明がない場合は一般競争に付すこととしているため, 他の保守契約には影響しない。

・今後, 当該機器に附属品を増設する計画があり, 附属品込みで保守契約すると割高になるおそれがあるため, 今回は単年度契約とした。

・了解した。

(6) 山口大学医学部附属病院院内保育所運営業務 一式【一般競争入札】

(医学部管理運営課)

① 技術審査のあり方について

- ・技術審査職員2名が指名され審査に当たっているが、2名の合議により連名の審査書が提出されている。合議制で技術審査をする基準やルールのようなものがあるのか。
- ・技術審査は各審査職員の視点で審査するものではないのか。疑義を招かないためにも、審査職員それぞれの視点で審査すべきではないか。
- ・結論に至る過程で合議するのは理解できるが、まずは各委員が個別に採点すべきではないか。

- ・ルールは特になく、合議制にしているのは本件のみである。
- ・技術審査職員が個々に審査にするのであれば、もう少し具体的な審査項目にする必要があると考える。
- ・保育所運営については、実質的に一人の職員が担当しており、それ以外の職員が技術審査をするのが難しいという事情があった。そのため当該職員を含む複数人が合議制で審査することとした。

② 応札可能業者について

- ・5者が入札説明書を受領し、そのうち4者は仕様を満たせないため辞退している。理由を見ると辞退もやむを得ないと思われるが、実際に近隣に履行可能な業者は落札業者以外にないのか。
- ・辞退理由を次に活かす仕組みはあるか。

- ・近隣に大規模な業者がなく、本院が求める夜間保育に対応できる業者が落札業者以外にない。
- ・まずは仕様を検討することになる。

③ 入札説明会について

- ・入札説明会の必要はなかったか。

- ・入札説明会は必要に応じて開催することとしている。本件は、個別に問い合わせがあり、その都度対応したため説明会の必要はなかった。

④ 予定価格の算出について

- ・予定価格の算出に当たり、応札業者の参考見積を予定価格としている。
市場調査の結果とはいえ、複数業者から見積を徴取することなく応札業者の参考見積を採用していることに違和感がある。それで市場価格と言えるのか。本学による積算を予定価格としてはいけないのか。

- ・予定価格は複数の方法で試算し、より有利な価格を採用している。本件は、本学による積算等よりも応札業者の参考見積額が有利であったのでそれを採用した。

(7) 山口大学医学部・附属病院設備総合管理業務【一般競争入札】

(医学部管理運営課)

① 単年度契約とした理由について

- ・過去は複数年契約としているが、今回単年度契約とした理由は何か。

- ・附属病院では今後も改修工事があり、大幅な仕様の見直しが見込まれるため単年度契約とした。

② 一者入札回避の努力について

- ・一者応札の理由は確認しているか。

- ・応札可能業者に声掛けはしたが、人材確保が難しいという理由で辞退された。

③ 予定価格の妥当性について

- ・予定価格算出のために徴取した参考見積について、内訳明細の見方を確認したい。
- ・一項目の金額が数千万円の項目もあるが、これには内訳がない。この項目の金額の妥当性はどのように判断したのか。

- ・本学が指定した項目に対応して見積られており、人件費は業務比率で計算されている。
- ・内訳を検証するものはないが、過去の業務遂行の実績から妥当であると判断した。

④ 予算額について

- ・本契約は、予算額調書の額をオーバーした契約額となっているが、予算額をオーバーして契約することはできるのか。
- ・予定価格が予算額をオーバーしていないかどうかのチェック機能はあるのか。

- ・予算額の変更があったが、予算額調書の差し替えを失念していたもので、予算額をオーバーして契約はしていない。
- ・(財務課照査係) 財務課で作成している一覧表において予算額と予定価格のチェックをしている。

(8) 山口大学医学部附属病院自家発電設備保全業務 一式【一般競争入札】

(医学部管理運営課)

① 一者入札回避の努力について

- ・ 予定価格算出に当たり3者から参考見積を徴取しているが、そのうち2者は応札していない。応札しない理由を確認しているか。

② 履行開始までの期間について

- ・ 入札執行(3/9)から履行開始(4/1)まで22日であるが、十分な期間だったか。
「新規参入であっても3週間程度で履行可能」と応札業者に確認した旨メモがあるが他の2者に確認する必要はなかったか。

③ 価格の妥当性について

- ・ 価格の妥当性はどうか判断したか。

- ・ 前回の契約業者は、組織形態が変わったため直接対応できなくなり、他の業者が応札した。
応札業者以外の2者は、人材確保が難しいことその他価格面の理由により辞退した。

- ・ 基本的にどの契約でも履行可能かどうか確認している。本件については、辞退業者からも、入札から履行開始までの期間については問題ないことを確認している。

- ・ 3者からの参考見積で判断した。

(9) ソーシャルイノベーションを推進する DX-Ready 人材育成プログラムにおける教材開発及び授業請負業務 一式【一般競争入札】 (工学部会計課)

<p>① 業務内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札業者には教材開発の部門があるのか。または教材開発を請け負った実績があるのか。 ・どこからの受託事業か。 ・委託先（文部科学省）へ実績報告書は提出しているか。また、それに対する意見等はあったか。 <p>② 一者入札回避の努力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材開発という特殊な業務であるが、入札説明会の必要はなかったか。また他に応札可能な業者があったか調査しているか。 ・大学として一者応札・応募の改善策を定め推進していることから、問い合わせがあったことや辞退理由等については、記録に残していただきたい。 <p>③ 価格の妥当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格の妥当性はどうか判断したか。 <p>④ 履行期間の妥当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札執行（8/31）から2ヶ月間で教材開発の納期となるが、履行可能な期間だったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材開発部門や請け負った実績については不明だが、応札資料や担当者の説明から、社内教育その他でDXの経験があることを確認し、履行可能と判断した。 なお、本件は受託事業の補助金を原資とした契約である。 ・文部科学省である。 ・提出済みである。特に意見等はなかった。 ・結果的に1者入札になったが、応札業者以外に3者から問い合わせがあり、一般競争の目的は果たしていると考え。業務内容については、問い合わせの都度対応する予定としていたため、入札説明会は開催しなかった。応札業者以外は、仕様書により内容を確認した後に辞退があった。 ・了解した。 ・参考見積及び本学の積算結果により判断した。 ・当事業のスケジュールの関係上、納期については、若干厳し目ではあったが、履行可能な期間と判断した。
--	---

(10) 総括部署へのフォローアップ

(財務部財務課)

昨年度委員会からの意見等に対するフォローアップについて

- ・昨年度の意見に対しては、対応されている。引き続き適切に対応していただきたい。

- ・了解した。

以上